

自動車税納付確認の電子化に関するQ & A

■納付確認の電子化について

- Q 1 自動車税納付確認の電子化とはどのようなものですか。
- Q 2 納税証明書の提示が省略できるようになると聞きましたが、自動車税を納めていなくても車検が受けられるようになるのですか。

■納税証明書について

- Q 3 今までの車検用の納税証明書はもらえないのですか。
- Q 4 車検を依頼したときに事前に納税の確認をしておきたいからと納税証明書の提出を求められました。納税証明書の提示は省略できるようになったのではないですか。
- Q 5 中古車を購入して前の所有者の納税証明書をもらっていないが、確認をしなくても業者に車検を依頼しても大丈夫ですか。
- Q 6 県外ナンバーからの転入で、運輸支局では、納税確認ができないと言われました。静岡県の窓口で証明書の交付はしてもらえますか。
- Q 7 納税証明書が必要になった場合発行してもらえますか。

■車検時の納税確認について

- Q 8 静岡県ナンバーの自動車を、他県の運輸支局で納税証明書を持たずに受けられますか。また、他県ナンバーの車を静岡県の運輸支局で納税証明書なしで受けられますか。
- Q 9 電子化に対応していない都道府県はありますか。
- Q 10 自動車の所有者から車検の依頼を受けました。納税しているかどうか確認するにはどうすればいいですか。
- Q 11 自動車税の全額減免、課税免除又は非課税となっている場合、車検時に納税証明書の添付は必要ですか。
- Q 12 口座振替については、27年度から納税証明書の送付はしていないとのことです
が、6月初旬に納税証明書なしで車検を受けられますか。

■納税証明書が必要になる場合について

- Q 13 自動車税を納付してすぐに車検を受けるにはどうすればいいですか。
- Q 14 軽自動車やオートバイの納税証明書も提示は不要ですか。

■納付確認の電子化について

Q 1 自動車税納付確認の電子化とはどのようなものですか。

A 1 運輸支局と静岡県のシステム連携により自動車税の納付確認をオンラインで確認する仕組みです。これにより、今まで納付確認に使用していた納税証明書の提示が省略できるようになりました。

Q 2 納税証明書の提示が省略できるようになると聞きましたが、自動車税を納めていなくとも車検が受けられるようになるのですか。

A 2 納税証明書で行っていた納付確認を電子的に行えるように変わっただけですので、自動車税を納付していなければ、車検を受けることはできません。

■納税証明書について

Q 3 今までの車検用の納税証明書はもらえないのですか。

A 3 金融機関やコンビニエンスストアで納付した場合は、車検用の納税証明書部分に領収印を押印したもの渡してもらいます。ただし、口座振替、クレジットカード及びペイジーで納付した方への車検用の納税証明書の郵送は廃止しました。

Q 4 車検を依頼したときに事前に納税の確認をしておきたいからと納税証明書の提出を求められました。納税証明書の提示は省略できるようになったのではないですか。

A 4 運輸支局での納税証明書の提示は省略できるようになりました。納税の確認を求められた場合は、領収書等納付したことがわかる書類を提示してください。

Q 5 中古車を購入して前の所有者の納税証明書をもらっていないが、確認をしなくても業者に車検を依頼しても大丈夫ですか。

A 5 前の所有者の方が自動車税を完納していれば、納税証明書なしで車検を受けることができますが、未納がある場合は、車検を受けることができません。納付状況については、前の所有者の方にご確認ください。

Q 6 県外ナンバーからの転入で、運輸支局では、納税確認ができないと言われました。静岡県の窓口で証明書の交付はしてもらいますか。

A 6 課税した都道府県で納税証明書の交付を行うことになりますので、静岡県では交付できません。転入前の都道府県にお問い合わせください。

Q 7 納税証明書が必要になった場合発行してもらえますか。

A 7 納付後すぐに車検を受ける場合等で納付確認ができないとき以外、原則として無料での納税証明書の発行は行いません。オークション等車検用以外で納税証明書が必要な場合は管轄の財務事務所にお問い合わせ下さい。

■車検時の納税確認について

Q 8 静岡県ナンバーの自動車を、他県の運輸支局で納税証明書を持たずに受けられますか。また、他県ナンバーの車を静岡県の運輸支局で納税証明書なしで受けられますか。

A 8 納税証明書なしで車検を受けることができます。ただし、4月1日時点（課税時点）のナンバーが電子化に対応していない府県のナンバーの場合は、納税証明書が必要となります。

Q 9 電子化に対応していない都道府県はありますか。

A 9 平成27年4月現在で電子化に対応していない府県があります。富山県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県の12府県です。

Q 10 自動車の所有者から車検の依頼を受けました。納税しているかどうか確認するにはどうすればいいですか。

A 10 所有者ご本人にご確認いただくか、所管の財務事務所自動車税課へ御連絡ください。

Q 11 自動車税の全額減免、課税免除又は非課税となっている場合、車検時に納税証明書の添付は必要ですか。

A 11 全額減免、課税免除、非課税の場合は、納税証明書の添付は不要です。

Q 12 口座振替については、27年度から納税証明書の送付はしていないとのことですが、6月初旬に納税証明書なしで車検を受けられますか。

A 12 納税証明書なしで車検を受けることができます。

■納税証明書が必要になる場合について

Q 13 自動車税を納付してすぐに車検を受けるにはどうすればいいですか。

A 13 すぐに車検を受ける方は、金融機関やコンビニエンスストアで納付していただき、添付の納税証明書を提示してください。（静岡県の場合納税証明書なしで車検を受けられるようになるまで、概ね1週間程度（県外の金融機関で納付した場合は2週間程度）かかりますのでご了承ください。

Q 14 軽自動車やオートバイの納税証明書も提示は不要ですか。

A 14 軽自動車やオートバイ等軽自動車税の対象となっているものは、納税証明書の提示が必要です。定置場の市町村にお問い合わせください。